

国土交通省への要望書の提出について

国土交通省では、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づいて指定整備工場の指定要件の緩和等自動車検査業務の見直し検討が行われております。この機会に日整連では「点検整備の確実な実施推進と事業規制緩和等に関する要望書」を10月23日（火）国土交通省自動車局長に提出しました。

定期点検整備の確実な実施と事業関連規制の緩和に関する要望書（詳細版）

【点検整備の確実な実施関係】

要望事項 1. 継続検査において、全ての受検車両に対して定期点検整備記録簿の提示を義務付け、これに基づき定期点検整備の実施状況を確認し、実施されていない場合には確実に実施するよう指導していただきたい。

また、代行業者による受検であってもユーザーが自らの車両状況を知り得るように、車検証の備考欄に点検整備状況や受検形態（前検査や代行業者による受検であること等）を記載していただきたい。

要望理由：定期点検整備は、乗用車については1年毎と2（3）年毎に基準に従って行うことが義務づけられている。しかし、1年点検の実施率は43%（自家用乗用車）に留まっており、車検時に行う2年点検（いわゆる車検整備）についても、受検車両の1割を占めるいわゆるユーザー車検車両の相当数が実施していないと考えられる。

点検整備を行わないことによる車両の不具合については、国土交通省が実施した「継続検査の際の整備前自動車の不具合状況調査」によると、継続検査の際に入庫状態（点検整備を行う前）で調査し確認された不具合率（自家用乗用車）が、車齢5年で43.4%、車齢7年で52.6%、車齢9年で60.3%に至っている。また、前検査で受検した車両のうち、その後に不具合が発生して整備工場に入庫した車両を日整連が調査した結果では、不具合のうち半数が最重要保安部位であるブレーキ装置に係わるものであった。

継続検査の際に定期点検整備が実施されない車両は、不具合を抱え、危険を内包したまま使用され続けることとなる。これを未然に防止するためには、全ての車をチェックする機会である継続検査時において、定期点検整備の確実な実施を確保する対策が必要であると考える。

具体的には、継続検査の際に日頃の保守管理状況を確認するため定期点検整備記録簿の提示を義務付け、記録簿の有無、記載内容の確認を行い、定期点検整備未実施車両及び定期点検整備記録簿の提示がない車両に対しては確実な実施を強力に指導し、その実施結果を確認するなどの措置を講じていただきたい。

また、車検代行事業者に依頼した場合、保守管理責任のあるユーザーが自らの車両の状況を把握できていない恐れがあり、さらにユーザーは整備事業者と車検代行業者の違いを理解せずに、車検代行業者でも定期点検整備が行われているものと誤解している恐れもある。このため、ユーザーに対し、継続検査においては代行事業者による受検であった

ことや、確認された点検整備状況などを車検証の備考欄に記載してユーザーが知ることができるようにすべきと考える。

要望事項 2. 定期点検整備未実施車に対する実施指導にもかかわらず、次回の継続検査においても連続して定期点検整備を行わずに受検する車両に対しては、「点検整備勧告」を発動するなど、確実な点検整備の実施を担保する対策を講じていただきたい。

要望理由: 前回の継続検査において前検査で受検し定期点検整備未実施であるとして指導されたにもかかわらず、これを実施せずに連続して前検査により受検しようとする場合には、明らかに点検整備履行の義務違反であり、ユーザーの保守管理責任を果たしているとは言えないと直ちに点検整備勧告を発動し、確実な点検整備の履行を担保する措置をとっていただきたい。

要望事項 3. 車検代行業者について、不実記載となる「定期点検整備記録簿の偽造作成」と、自動車分解整備事業者（認証事業者）を装った認証事業疑似行為を取締りの対象としていただきたい。

要望理由: 継続検査におけるユーザー車検の割合は9%であり、その8割が代行業者による受検となっている。一方、ユーザー車検のうち定期点検を行わずに前検査で受検すると申請した車両は約1.6%といわれており、申請上はほとんどの車両が事前に定期点検整備を行っているように見える。

しかし、ユーザー車検扱いの大部分を占める代行業者は認証整備事業者ではなく、分解整備を伴う定期点検整備を行うことは認められていない。ユーザー自身が点検整備を実施しているとしても、必要な設備機器や整備技術を有しておらず本当に実施しているとは考え難い。点検整備の実施者をユーザーであるとした記録簿が多いと聞いているが、ユーザー自身が点検整備を実施しているのではなく、車検代行業者が偽って作成していることが考えられる。定期点検整備記録簿の提示を義務付け、確実な点検整備実施の指導を実効あるものとするためには、定期点検整備記録簿の真偽を含めた内容確認を厳格に行い、偽造作成等の不正が発覚した場合には厳正な取締りを行っていただきたい。

また、車検代行業者が、未認証事業者でありながら認証事業者であるかのように装って営業活動を行った場合には、ユーザーを欺くばかりでなく、ユーザーの安全安心を損ねかねないことになるため、認証事業の疑似行為があった場合には、取締りの対象としていただきたい。

【事業規制緩和関係】

要望事項 4. 中古新規検査において保安基準適合証により現車提示を省略できる対象車種は「構造等に変更がない乗用車・軽自動車・二輪車」となっているが、これに「構造等に変更がない、いわゆるライトバン等の乗用車派生の貨物車」を追加していただきたい。

要望理由：指定自動車整備事業者は、既に貨物車の継続検査（指定整備扱い）を行っており、構造等に変更がない貨物車についても中古新規検査を行うための経験と知見は充分に有していると考えられる。また、ライトバン等の乗用車派生の貨物車については、構造等を変更するケースは極めて少ないと考えられる。

このため、民間能力活用の見地からも、中古新規検査において、保安基準適合証提出により現車提示を省略できる対象車両の範囲を拡大し、「構造等に変更がない、いわゆるライトバン等の乗用車派生の貨物車」も対象としていただきたい。

要望事項5. 回送運行許可制度の対象業種及び使用目的範囲を拡大し、整備事業者が車検手続き等を行う際にも回送運行許可番号標を利用できるように措置していただきたい。

要望理由：整備事業者は、検査の有効期限切れ車両の車検などの際、市町村から臨時運行許可番号標の貸与を受けて業務を行っている。しかし、臨時運行許可番号標は、必要な都度、市町村窓口に出向いて貸与・返納を繰り返さざるを得ず、事業者にとって大きな負担となっている。現在自動車販売事業者などに認められている回送運行許可番号標を整備事業者にも貸与していただき、車検業務などへの使用についても可能となるよう措置していただきたい。

（平成20年11月25日付自動車局自動車情報課長宛の要望書参照）

【その他】

要望事項6. 整備事業者は、車検の際にユーザーに代わって自動車重量税の代納、自動車税の納税確認、自賠責保険の加入確認等を行っており、特に重量税の代納行為が大きな事業の負担となっている。自動車税制については抜本的な見直しが検討されると伺っており、自動車関係税の車検時徴収が続くのであれば整備事業者の負担を補てんする措置を講じるよう図っていただきたい。

要望理由：車検の際には、ユーザーに自動車重量税の納付、自動車税の納税証明、さらに自賠責保険の加入等が求められている。整備事業者は車検の依頼を受けた時に、車検時に必要となるこれらの業務をユーザーに代わって行っており、これらの付帯的な業務が大きな事業負担となっている。特に重量税については、多額の納税の立替払いが資金負担ともなっている。（国交省の調査では8割の事業者が負担軽減を求めていた。）最近においては、5月から重量税額が変更され、定められた種類の印紙を複数組み合わせて納税せざるを得ないなど納税協力に苦慮しているが、これらの業務に対し国から整備事業者への手数料等の見返りは皆無である。

自動車税制については重量税を含めて抜本的な見直しが検討されると聞いており、見直し後の税制においても自動車関係税を車検時に徴収することになるのであれば、整備事業者への実質的な負担に対して何らかの補てん措置が講じられるよう税務当局に図っていただきたい。 以上

街頭検査実施結果について

定期点検整備促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

| 日時 | 実施場所 | 参加者 | 摘要 | | |
|--------------------------|-------------------------|---|----------------------------------|---|-------------------------------|
| 10月16日(火) 13:30~16:00 | 大月市笹子町黒野田 (地方整備局敷地内) | 運輸支局 独立検査法人 軽自動車検査協会 大月支部 振興会 ディーゼルポンプ協会 | 4名 1名 1名 5名 1名 2名 | 総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭注意 車検切れ | 76台 14台 2台 12台 0台 |

【主な不適合箇所】

整備命令

さし枠、回転部分の突出など

口頭注意

制動灯不点灯

タイヤの摩耗など

※ 大月支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

第19回山梨県自動車整備技能競技大会 「車ふれあいまつり’2012」開催

第19回山梨県自動車整備技能競技大会並びに自動車点検整備推進イベント「車ふれあいまつり’2012」を開催致しますので、会員の皆様の応援並びにご参加をお願いします。

◇開催日時 **平成24年11月17日（土）10:00**

◇開催場所 **アイメッセ山梨（甲府市大津町2192-8）**

◇実施内容

《会員の皆様にお願い》

点検整備促進とご来場されたユーザーが会員工場へ入庫されるよう、「自動車点検整備推進賞」200本を用意しています。

この景品は、車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）料金の3,000円割引券となりますので、次の事項をご理解の上、ご協力をよろしくお願いします。

（お客様へ）

- AMSマークの当会会員工場でこの割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期間は、**平成25年2月末日**とします。
- 車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）料金から、**3,000円**を割引します。
- この割引券は、現金と交換できません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は、当会で大切に保管し、その他の目的に使用いたしません。

（実施された自動車整備工場へ）

- 下記の必要事項をご記入下さい。
 - ・お客様のお名前・車両番号・認証番号・実施工場名
- 利用されました割引券は、**平成25年3月8日（金）**までにご提出下さい。
- 実施された請求書等の写しを添付して下さい。

「自動車点検整備推進賞」 〈割引券〉



経営委員会が開催されました

◇日 時 10月29日（月）15:00～

◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 会議室

◇出席者 渡邊委員長、緒方副委員長、深澤委員、清水委員、井上委員、大村委員、臼井委員、鶴田委員

（事務局）：齊木専務理事、山下指導教育部長、飯島指導係

◇会議事項

（1）点検整備推進イベント「車ふれあいまつり’2012」について

日時 平成24年11月17日（土）

場所 アイメッセ山梨（甲府市大津町2192-8）

（前日までの準備、当日の運営並びに内容について確認）

（2）東日本大震災県内避難者への避難者の支援活動について（青年部提案）

平成24年度「年末の交通事故防止県民運動」の実施について

これから年末を迎え、交通渋滞も起こりやすくなるとともに、気持ちが気ぜわしくなることから交通事故の多発が懸念されます。

本年も12月1日（土）から31日（月）までの1ヶ月間にわたり、「年末の交通事故防止県民運動」が実施される旨、下記のとおり通知がありました。

つきましては、各事業所におかれましてもこの運動の主旨を十分にご理解いただき、交通事故防止の徹底を図られますようご協力お願ひいたします。

平成24年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要領（抜粋）

運動の目的

この運動は、年末において予想される交通量の増加と道路の混雑、心理的な慌ただしさ、飲酒の機会、交通事故の要因が重なることによって発生する交通事故や交通違反の多発を未然に防ぐため、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底させ、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

期 間

12月1日（土）～31日（月）までの31日間

主 唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

交通安全スローガン

心地良い 交通マナーが 照らす未来（あす）

運動の重点目標

- 1 飲酒運転の根絶と悪質・危険な運転の追放
- 2 高齢者と子どもの交通事故防止
- 3 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 自転車の安全（適正）利用の推進
- 6 ニ輪車の交通事故防止

「リサイクル部品利用促進」啓発ツールの配布について

自動車リサイクル部品の普及啓発を通じて、環境問題に貢献するため、以前よりリサイクル部品利用促進パンフレット等を作成し配布しております。

新たにリサイクル部品の活用及び地球温暖防止にリサイクル部品が有効であることを自動車ユーザーに説明するためのツールを作成しましたので配布いたします。

自動車ユーザーにリサイクル部品をお勧めする際の説明資料としてご活用ください。



なるほど! Q&A

リサイクル部品の活用で環境にもおサイフにもやさしい整備

自動車リサイクル部品の主要部品

自動車リサイクル部品の主要部品

リサイクル部品とは?

リサイクル部品

リビルド(再製)部品

リサイクル部品を 製造してみませんか?

リサイクル部品を使うと、整備費用が安くなりますか?

リサイクル部品を使うと環境保護につながりますか?

安全性と品質が心配なのでしょうか?

修理に時間が掛かりませんか?

万一、不具合が発生した場合は修理してくれますか?

自動車リサイクル部品の主要部品

オートマチックランプモジュール(AT)

オーバルスチーパー／ダイナモ

パワステーブンボンブ

エンジン&マフ

スチーパーモーター／セルモーター

エブリコンプレッサー

オーバーホール

右フロントドアAssy

右ヘッドライト／ランプ

フロントバンパーAssy

1.入庫

2.部品のチェック

3.フロンタック

4.エアバッケル

5.部品取り外し

6.検査

7.組立

8.検査

9.出庫

日本自動車整備振興会連合会

つる産業まつり 2012 (都留支部) へ参加しました

自動車ユーザーとのコミュニケーションを深めつつ、自動車の適切な点検・整備の実施促進についての知識と理解を広め、自動車の保守管理意識の高揚を図るため、また子ども110番のお店のPRとして、10月28日(日) 谷村第一小学校校庭において開催された標記イベントに参加しました。当日はあいにくの雨天となりましたが、大変多くの子供連れのご家族がブースを訪れ大人気でした。都留支部の皆様、お疲れさまでした。



下請取引適正化推進月間の実施について（講習会のご案内）

公正取引委員会及び中小企業庁から下記の協力依頼がありましたので、お知らせします。

公正取引委員会及び中小企業庁において、下請取引の適正化について、下請代金支払遅滞等防止法の厳正な運用及び違反行為の未然防止等を推進しております。本年度においても11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行うとともに、下請取引適正化推進講習会を開催します。下記のホームページよりお申し込みください。

電子申込システム

http://www.jftc.go.jp/JFTC_Guide/cyuikosyukai.html



- ◇会 場 甲府市商工会議所
- ◇日 程 11月30日（金）13:30～16:30
- ◇趣旨・内容 下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会を開催し、下請代金支払遅滞等防止法及び下請中小企業推進法の趣旨・内容を周知徹底する。
- ◇そ の 他 1事業所当たり申込人数は、会場の収容に鑑み、原則として2名以内とする。
講習対象者は、物品の製造（加工を含む）、修理、情報成果実の作成又は役務提供（建設業を除く）を業とする事業者の下請取引担当者とする。
講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。
講習会は無料とする。
講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。
申込みの際に入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用しない。
- ◇申込方法 受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページからお申し込み下さい。

詳細は次の連絡先にお問い合わせください。

| 公正取引委員会 | | 中小企業庁 | |
|------------|---|--------------|---|
| 取引部企業取引課 | 03-3581-3375 | 事業環境部取引課 | 03-3501-1669 |
| (ホームページ) | http://www.jftc.go.jp/ | (ホームページ) | http://www.chusho.meti.go.jp/ |
| 北海道事務所 | 011-231-6300 | 北海道経済産業局 | 011-709-1783 |
| 東北事務所 | 022-225-8420 | 東北経済産業局 | 022-221-4922 |
| 取引部企業取引課 | 03-3581-3375 | 関東経済産業局 | 048-600-0325 |
| 中部事務所 | 052-961-9424 | 中部経済産業局 | 052-951-2748 |
| 近畿中国四国事務所 | 06-6941-2176 | 近畿経済産業局 | 06-6966-6037 |
| 中国支所 | 082-228-1501 | 中国経済産業局 | 082-224-5661 |
| 四国支所 | 087-834-1441 | 四国経済産業局 | 087-811-8529 |
| 九州事務所 | 092-431-6032 | 九州経済産業局 | 092-482-5450 |
| 沖縄総合事務局総務部 | | 沖縄総合事務局経済産業部 | 098-866-1755 |
| 公正取引室 | 098-866-0049 | | |

各種研修・講習会のお知らせ

1. 小型ジーゼル車整備基礎講習会

点火装置を持たないジーゼル車整備に関し、多くの事業場で点検整備されている所ではあります
が、過酷に使用され走行距離が延びる車両などは、確実な点検整備がトラブル回避の大きなポイントとなります。

現在ジーゼルエンジンに主流となっているコモンレールに関しても、従来の燃料システム以上の
圧力で作動しているため、整備には細心の注意が必要となり、また故障診断システムもOBDを多用
されるようになりました。

日頃ジーゼルエンジン整備を専門に行っている大型ディーラーに協力を依頼し、4t未満の小型
ジーゼル車整備基礎講習を実施いたしますので、多くの方の参加をお待ちしています。

◇受付期間 **11月1日（木）～12月14日（金）**

◇講習日時 **平成25年1月12日（土） 9:30～16:00**

◇講習会場 **(社)山梨県自動車整備振興会 研修センター**

◇担当講師 **いすゞ自動車首都圏(株)トレーナー、三菱ふそうトラック・バス(株)トレーナー**

◇実習車両 **いすゞ自動車（エルフ クラス）三菱ふそう（キャンター クラス）**

◇講習内容 **午前 各社基本整備内容学科講習**

午後 ジーゼル車基本整備方法実習

・ フューエルフィルター交換要領

・ コモンレール関係整備要領

・ 自己診断表示及び消去方法

・ その他

◇定員 **30名**

◇受講料 **5,000円（資料代含む）**

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

2. 自動車電気基礎講習会 (STEP UP1)

ハイブリッド車、電気自動車を含め自動車整備、故障探求を行うにあたり、電気を切り離して考
えることが出来ません。

電気整備の基本となる部分「覚えていたはず・・・」が、忘れかけている事ありませんか？

電気の基礎の基礎を復習のつもりで参加して頂けますようお待ちしています。

◇受付期間 **11月1日（木）～11月30日（金）**

◇講習日時 **12月10日（月）9:30～16:00**

◇講習場所 **(社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場**

◇担当講師 **振興会技術講習所講師**

◇講習内容 **電圧・電流・抵抗の理解**

電気パネルを使用した電圧・抵抗の変化

電気回路の解説

その他

◇持ち物 **サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具**

- ◇受講料 1,500円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
◇定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

3. 自動車ボディ電装講習会（STEP UP2）

自動車のボディ関係の電気回路についての講習会です。
システム回路図などを読みながら、実習車の作動確認及び故障探求をしてみましょう。

- ◇受付期間 **11月1日（木）～12月14日（金）**
◇講習日時 **平成25年1月23日（水）9:30～16:00**
◇講習場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
◇担当講師 ディーラートレーナー¹
◇講習内容 配線図、システム回路図、儀装図の理解
実習車を用いて
・灯火関係故障探求
・パワーウィンドウ関係故障探求
・ドアミラー関係故障探求
・その他

【注意 回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】

- ◇持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
◇受講料 3,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
◇定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

4. 自動車検査員教習

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

- ◇受付期間 **11月26日（月）～11月30日（金）**
◇教習日時 **平成25年1月下旬～2月初旬（4日間）予定 9:00～17:00**
◇試問日 **平成25年2月5日（火）**
◇教習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- (3) 上記（1）及び（2）に勤務を予定している者
　　なお、直近の整備主任者研修（平成24年10月実施）を受講していること。
- (4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者

- ◇申請書類 ①申請書2枚（申請書は振興会指導・教育部門窓口に用意します。）
振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
- ◇資料代 19,000円
※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※平成23年度第1回・2回、平成24年度第1回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※詳細については、別途お知らせします。

5. 自動車検査員教習特別講習会

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

- ◇受付期間 11月26日(月)～12月28日(金)
◇講習日時 平成25年2月初旬(3日間)予定 9:00～17:00
◇講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター
◇受講料 9,000円

6. 普通救命講習会

もしもの時に、知っておきたい「応急手当」

もしも、あなたの身近な人が、あなたの目の前で急に倒れ、呼吸が停止してしまったらどうします？
もしも、あなたが戸外で倒れている人を発見し、呼吸が止まっていた状態だったらどうします？
救急車を呼んで、そのままなにもせずに到着するまで待っていますか？
「命が助かる」、「命が助からない」は、その時の適切な判断と行動で左右されてしまいます。
万が一の時、適切に行動できるよう、この講習会で「救命救急」を体得いたしましょう。
笛吹市消防本部の協力により救命救急の実習を主体に行う予定です。

- ◇受付期間 10月1日(月)～11月16日(金)
◇講習日時 12月5日(水) 9:00～12:00
※会場集合8:55までにご着席下さい。
◇講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター(大講堂)
◇担当講師 笛吹市消防本部 担当者
- ◇受講料 無料
- ◇定員 40～50名

講習終了後、笛吹市消防本部より「普通救命講習修了証」が交付されます。

※注意※ 本講習は、国家資格である「救急救命士」取得のための講習ではありません。
応急手当に関する、技能を修得するための講習です。
概ね3~4年を経過したら「新たな技能習得のため再講習を受けることが望ましい」と言われています。

7. 低圧電気取扱特別講習会

(ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

労働安全衛生法第6章 労働者の就業に当たっての措置
安全衛生教育 第59条の趣旨に基づき標記講習を行います。

事業主の皆様へ(低圧電気取扱いに関して)

「整備士に50V以上の電圧が掛かる充電回路を整備させるには**労働安全衛生法の特別教育**を受けさせることが法令で義務付けられています。

プリウスは最大約650V、インサイトは最大約100V、i-MiEVは最大約300V、
フーガ、リーフは最大約400Vの電圧です。

事業者の義務として法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に参加させてください。

◇受付期間 **10月1日(月)~11月16日(金)**

◇講習日時 **12月5日(水) 13:00~19:00**

◇講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 技術講習所講師 ディーラートレーナー

◇講習内容(講習内容をご確認の上、お申込み下さい)

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 電気の基礎、電気回路の点検 | 学科 |
| 2. 電気の安全に必要な基礎知識 | 学科 |
| 3. 関係法令と低圧電気取扱い | 学科 |
| 4. ハイブリッド車作業上の心得と注意 | 学科 |
| 5. ハイブリッド車の整備 | 実習 |
| 6. 試問(70%以上合格)・解説・修了証授与 | |

◇持ち物 筆記用具、電卓

◇定員 **40名**

◇受講料 6,300円(テキスト代含む)

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)

【使用テキスト】

- ・新版 低圧電気取扱安全必携 630円
- ・電気の基礎知識
- ・電気の安全に必要な基礎知識ハイブリッド車概要 1,050円

ご注意

受講希望の方は、同日午前に行なわれる消防署「普通救命講習」を受講して下さい。

既に、消防署「普通救命講習」または、「上級救命講習」を受講済みの方は、申込み時に消防署「救命講習」修了証のコピーを提出して下さい。

講習修了証書を授与し、受講証明もしますので整備士手帳もお持ち下さい。

労働安全衛生法 第6章 労働者の就業に当たっての措置 安全衛生教育法 第59条（条文のまま）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところのより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。

- 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 事業者は、危険または有害な業務で、労働省令に定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則 第36条（条文のまま）

第59条の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

・高圧（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（七千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、**低圧**（直流にあっては七百五十ボルト以下、交流にあっては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは**修理の業務**又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち**充電部分が露出している開閉器の操作の業務**

★これらの規則に違反した場合、**労働安全衛生法第12章罰則第119条1項**により**事業者には6月以下の懲役または50万円以下の罰金**が課せられることがあります。

講習申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

8. 整備主任者(技術)研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

修対象者は、各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）

◇研修会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 各ディーラー技術担当者

◇研修内容 学科：新機構・新装置について

実習：オートマチック・トランスミッションの構造・機能及び故障診断

◇受講料 6,500円（テキスト代含む）

【使用テキスト】・平成24年度版 自動車整備新技術（学科研修用）945円・（実習研修用）1,155円

◇研修日時 受付 9:00～9:30

研修 9:30～17:00 **※日程につきましては、下記の表を参照して下さい。**

| 月日 | 曜日 | 該当支部 | 受講予定者数 | 担当 | | |
|--------------|----|------|--------|--------|------|---------|
| | | | | 学科(小型) | 実習 | 学科(大型) |
| 7 11月1日 | 木 | 韮崎 | 40 | スバル | スバル | いすゞ |
| | | 市川 | | | | |
| 8 11月22日 | 木 | 甲府南① | 50 | トヨタ | トヨタ | UDトラックス |
| 9 12月6日 | 木 | 甲府西 | 50 | ダイハツ | ダイハツ | 日野 |
| | | 甲府南② | | | | |
| 10 12月13日 | 木 | 甲府東 | 45 | 三菱 | 三菱 | 三菱ふそう |
| | | 甲府北 | | | | |
| 11 1月17日 | 木 | 二輪 | 20 | 二輪 | 二輪 | |
| 12 1月24日 | 木 | 東八① | 50 | トヨタ | トヨタ | いすゞ |
| 13 2月7日 | 木 | 東八② | 45 | ホンダ | ホンダ | UDトラックス |
| | | 日下部 | | | | |
| 14 2月14日 | 木 | その他 | 20 | スズキ | スズキ | 日野 |

平成24年度第1回自動車整備士技能登録試験

標記登録試験が、10月7日（日）振興会研修センターにおいて実施され、受験者数等、次のとおりでした。

| 受験科目 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率（山梨県） | 合格率（全国） |
|--------|------|------|----------|---------|
| 二級ガソリン | 37 | 11 | 29.7% | 41.9% |
| 二級ジーゼル | 1 | 0 | 0.0% | 27.1% |
| 三級シャシ | 5 | 4 | 80.0% | 51.8% |
| 三級ガソリン | 29 | 12 | 41.4% | 52.2% |
| 三級ジーゼル | 2 | 2 | 100.0% | 64.8% |

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 10

ケースその1

【相談】神奈川県 男性

【内容】ホイールボルト折損は冬タイヤ交換時の作業ミスではないか

・車名：乗用車 ・登録年月：不明 ・走行距離：55,000km

(消費生活総合センターからの紹介)

昨年の12月、用品販売店（認証工場）に冬タイヤへ交換をお願いしたが、先週、自分で元に戻すためホイールナットを緩めようとしたら、締め付けが不適切であり作業中にボルトが折れてしまった。その後の作業をディーラーにお願いしたところ、ナットを斜めに取付けられたのではないかと説明があり、用品販売店に確認すると二重チェックをしているので考えられないと云われ謝罪もなく疑われている感じで不愉快な思いをさせられた。再発防止に向けた前向きな態度も見られないがどうなのか

【対応】

状況確認を整備工場に行い、作業方法はナットの手締め、クロスレンチによる締付け及びトルクレンチによる確認を行っているので考えられないと説明は行っているが、謝罪や情報の社内での活用等の説明が不十分であったかも知れない。現在、タイヤ交換の際は慣らし運転後の再入庫チェック（増し締め、空気圧確認）を行っている等を加えて説明する旨の申し出があったことから、相談者に十分な説明をお願いした。

ケースその2

【相談】島根県 男性

【内容】A T不具合の原因は保証修理時の作業ミスではないか

・車名：乗用車 ・輸入車 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

車の使用者から相談を受けて代理人の方からの相談。

昨年7月に輸入中古車を中古車販売店（会員工場）より購入したところ、間もなくA Tの調子がおかしくなったので、同販売店へ修理を依頼した。ちょうど中古車の保証期間の1ヶ月の間でもあり、保証修理としてA Tオイルの交換をしてもらったとの事。しかし、しばらくして緊急作動モード（3速固定となる状態）になったりしたため、外車ディーラーへ相談したところ、A Tオイルの量が少ないための症状と考えられるとの説明があった。原因としては保証修理のミスではないかと考えられ、当該販売店へ説明するも未だにきちんと対応してもらえない。また、認証工場でありながら購入車のヘッドライトが国外品のもので車検非対応だったりと、工場自体に不信感もあるとの申し出。

【対応】

上記内容を相手方に伝える旨の了解を取り、担当者より相談者宛に連絡をさせる旨返答し、電話を切った。担当者に確認した結果、何度か話し合いは行っているが先方がどうしたいのかがはっきり分からぬこともあってうまくいっていないとの事。今日は直接の担当者が不在のため明日以降で直接連絡したいとの事。相談者に上記内容について報告し了解いただく。その後、双方から連絡はなし。

トラック・キャブチルト操作に関する注意事項

■ 対象車両

手動キャブチルト車 全車

■ 内容

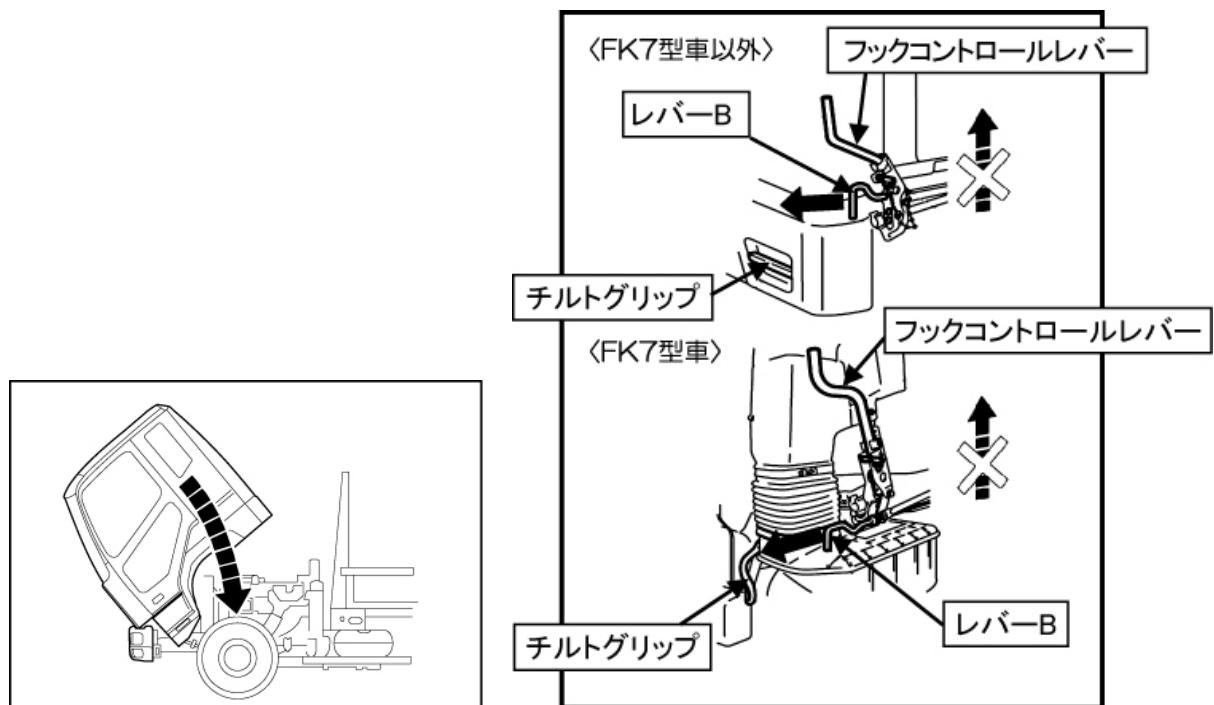
手動キャブチルト車において、点検または整備のためにキャブチルトを行った後にキャブを降ろす際に、レバー等を引いてキャブロックの確認を行うことになっていますが、重い荷物がキャブ内やルーフデッキ上にある場合等は、キャブロックが不完全な状態でもレバー等を引くだけではキャブが上がりず、異常に気付かない恐れがあります。

キャブを降ろした後は、下記例のように各車キャブロック確認操作を確実に実施してください。

■ 操作

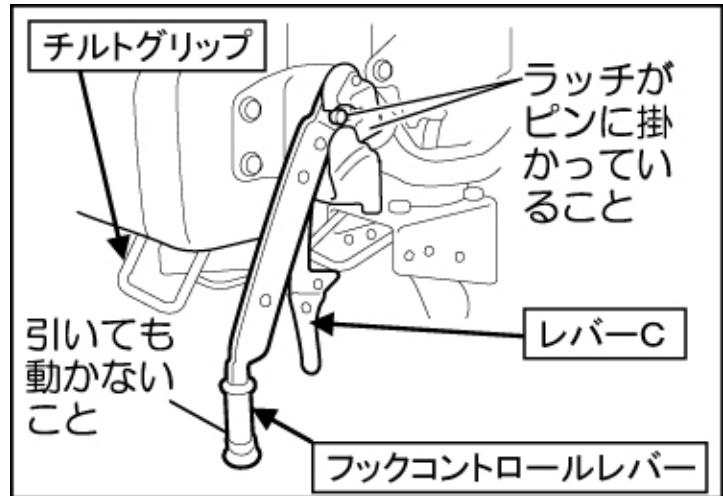
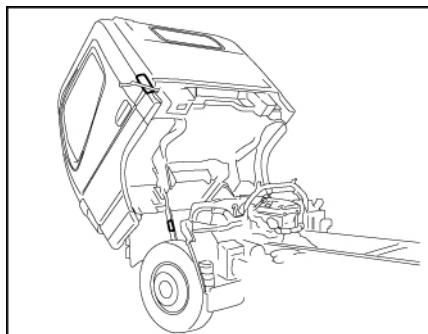
キャブロック状態の確認方法

(例 三菱ふそう 中型トラックの場合)



キャブを降ろしてロック操作をした後で、レバーBを引きながらチルトグリップを持って、キャブを持ち上げる方向に力をかけて、キャブが持ち上がらない事を確認してください。

(例 三菱ふそう 小型トラックの場合)



キャブを降ろしてロック操作をした後で、レバーCを引きながらチルトグリップを持ってキャブを持ち上げる方向に力をかけて、キャブが持ち上がらないことを確認します。

キャブを降ろす時の注意事項

確実なキャブロックを行なうために、操作時に下記などを例に各社の注意事項を確実にお守りください。

- ① キャブを降ろす時に、フックコントロールレバーを持って、キャブを下げないこと。
- ② キャブが降りきったことを確認してから、フックコントロールレバーをロックすること。

確実な操作で、確実なロック。 安全確認を十分に！